

柏崎市議会パブリック・コメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏崎市議会（以下「議会」という。）のパブリック・コメント手続に関して必要な事項を定め、議会の透明性と公平・公正性を確保し、市民等の多様な意見を的確に把握し反映させることにより、市民等に開かれた議会とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 議会が条例又は施策（以下「条例等」という。）の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する議会の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本市に住所を有する者
 - イ 本市に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 本市に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有するもの
 - カ パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる条例等は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員会又は議員の提出による条例の制定又は改廃
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要があると議長が認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を行わないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 法令その他の規程により、縦覧及び意見の聴取その他パブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの

(条例等の案の公表)

第5条 議会は、条例等の策定をしようとするときは、あらかじめ、当該条例等の案を公表するものとする。

2 議会は、前項の規定により条例等の案を公表するときは、市民等の理解に資するため、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 条例等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) その他関連する資料

(条例等の案の公表方法)

第6条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議会事務局での閲覧又は配布
- (2) 情報公開コーナーでの閲覧又は配布

- (3) 市議会ホームページへの掲載
- (4) その他議会が適当と認める方法

2 議会は、パブリック・コメント手続を実施する場合は、議会だよりへの掲載、報道機関への発表等により、広く市民等に周知するものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 議会は、条例等の案の公表に際し、市民等が条例等の案について意見等を提出するために必要な時間等を考慮して、意見等の提出期間を定め、明示するものとする。

2 前項の提出期間は、おおむね1月とする。

(意見等の提出方法)

第8条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。この場合において、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先の明記を意見等の受付条件とする。

- (1) 議会が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他議会が必要と認める方法

(提出された意見等の取扱い)

第9条 議会は、提出された意見等を考慮して、条例等の策定の意思決定を行うものとする。

2 議会は、条例等の策定の意思決定を行ったときは、最終案のほか、市民等から提出された意見等の概要及び意見等に対する議会の考え方を公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる

- (1) 賛否のみを記した意見等
- (2) 当該条例等に内容が合致しない意見等
- (3) 前条の規定による提出方法又は条件等に反して提出された意見等

4 第2項の公表については、第6条第1項各号に掲げる方法に準じて行う。

(一覧表の作成)

第10条 議長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市議会ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。